

## 第30回 原子力規格委員会 議事録

1. 日 時 平成20年9月30日(火) 13:30~17:30

2. 場 所 (社)日本電気協会 4階 C, D会議室

3. 出席者(敬称略,五十音順)

出席委員: 関村委員長(東京大学), 新田副委員長(日本原子力発電), 越塚幹事(東京大学), 鹿島(電力中央研究所), 神田(原子力安全・保安院), 楠橋(日本製鋼所), 小林(横浜国立大学), 阪口(中部電力), 重政(原子力安全基盤機構), 設楽(東京電力), 柴田(東京大学名誉教授・耐震設計分科会長), 寺井(東京大学・原子燃料分科会長), 百々(日本原子力技術協会), 長崎(東京大学・運転・保守分科会長), 西岡(日本原子力保険プール), 西脇(東京大学), 沼宮内(放射線計測協会・放射線管理分科会長), 藤沢(富士電機システムズ), 古川(三菱重工), 増田(日本原子力発電), 宮野(東芝プラントシステム), 森(日本電気協会), 山口(発電設備技術検査協会), 山本(原子力安全・保安院), 吉川(京都大学名誉教授・安全設計分科会長), 吉村(東京大学・構造設計分科会長) 新委員1名(印)含む(26名)

代理出席: 有馬(日立GEニュークリア・エナジー・社代理), 白井(関西電力・千草代理), 福島(鹿島建設・兼近代理), 渡邊(東京電力, 品質保証分科会長・飯塚代理)(4名)

欠席委員: 田辺(日本原子力研究開発機構), 平野(武蔵工業大学)(2名)

常時参加者: 池田(原子力安全委員会事務局・竹内代理)(1名)

オブザーバー: 河井(日本原子力技術協会), 満名(産報出版)(2名)

説明者: 三嶋(東京電力・防火管理検討会委員), 石沢(東京電力・構造分科会幹事), 渡邊(東京電力・品質保証分科会幹事), 伝法谷(電源開発・火山検討会委員), 田口(東京電力・原子燃料分科会幹事), 武田(原子燃料工業・原子燃料品質管理検討会委員)

事務局: 牧野, 高須, 糸田川, 国則, 石井, 平野, 田村, 大東(日本電気協会)

4. 配付資料

資料 No.30-1 第29回 原子力規格委員会 議事録(案)

資料 No.30-2-1 原子力規格委員会 委員名簿(案)

資料 No.30-2-2 原子力規格委員会 分科会委員名簿(案)

資料 No.30-3-1 JEAG4103「原子力発電所の火災防護管理指針」原子力規格委員会書面投票 意見回答集約表

資料 No.30-3-2 JEAG4103-200X「原子力発電所の火災防護管理指針案」

資料 No.30-4 「JEAC4207-2008 軽水型原子力発電所用機器の供用期間中検査における超音波探傷試験規程」講習会 質問回答(平成20年9月18日)

資料 No.30-4-1 軽水型原子力発電所用機器の供用期間中検査における超音波探傷試験規程(JEAC4207-2008)正誤表

資料 No.30-5-1 「JEAC4111-2003 原子力発電所における安全のための品質保証規程」の実効的活動のためのワークショップ(平成19年度コース 講習会)[平成19年11月12日]質問対応【追加分】

資料 No.30-5-2 JEAC4111・JEAG4121 質問対応

資料 No.30-6 JEAG4625-200X「原子力発電所火山影響評価技術指針」(制定案)

資料 No.30-7 規約等の改定について

資料 No.30-7-1 「規約, 運営規約細則」改定・新旧比較表

資料 No.30-7-2 「規格作成手引き」改定・新旧比較表

資料 No.30-7-3	「活動の基本方針」改定・新旧比較表
資料 No.30-8-1	「発電用原子燃料品質管理指針」(JEAG4204-2003)の改定について(中間報告)
資料 No.30-8-2	JEAG4204-200X「発電用原子燃料品質管理指針」(改定案)
資料 No.30-9-1	JEAC4111, JEAG4121 改定(中間報告)
資料 No.30-9-2	JEAC4111 新旧比較表
資料 No.30-9-3	JEAG4121 新旧比較表

参考資料-1	「JEAC4111-2003 原子力発電所における安全のための品質保証規程」平成 20 年度 コース 講習会の開催について
参考資料-2	「JEAC4111-2003 原子力発電所における安全のための品質保証規程」の実効的活動 のためのワークショップ(平成 20 年度コース 講習会)の開催について
参考資料-3	日本電気協会 原子力規格委員会 規約
参考資料-4	日本電気協会 原子力規格委員会 委員参加状況一覧
参考資料-5	日本電気協会 原子力規格委員会 規程・指針策定状況

## 5. 議事

### (1) 会議開催定足数の確認について

関村委員長による代理出席者4名の承認後、事務局より、この時点における委員総数31名に対して出席委員数は29名であり、委員総数の3分の2以上の出席という、会議開催定足数の条件を満たしていることの報告があった。

### (2) 前回議事録の確認について

事務局より、資料No.30-1に基づき、前回議事録案(事前に配付しコメントを反映済み)の説明があり、正式な議事録として了承された。

また、前回(第29回)原子力規格委員会以降の規格策定に関する動向について、以下のとおり報告があった。

#### 1) 前回の原子力規格委員会以降、発刊済みの規格

JEAC4620 安全保護系へのデジタル計算機の適用に関する規程(H20.7.5)

JEAG4609 デジタル安全保護系の検証及び妥当性確認に関する指針(H20.7.5)

JEAC4207 軽水型原子力発電所用機器の供用期間中検査における超音波探傷試験規程

(H20.8.10)

JEAG4221 原子力発電所の設備診断に関する技術指針 - 回転機械振動診断技術 (H20.6.30)

JEAG4222 原子力発電所の設備診断に関する技術指針 - 潤滑油診断技術 (H20.6.30)

JEAG4223 原子力発電所の設備診断に関する技術指針 - 赤外線サーモグラフィ診断技術

(H20.6.30)

JEAC4203 原子炉格納容器の漏えい率試験規程(H20.7.5)

JEAC4615 原子力発電所放射線遮へい設計規程(H20.8.31)

#### 2) 発刊準備中の規格

なし

#### 3) 前々回以降、公衆審査実施中の規格

JEAC4601 原子力発電所耐震設計技術規程及び JEAG4601 原子力発電所耐震設計技術指針

今年3月の規格委員会で審議され、書面投票実施の結果、反対意見付反対の投票があり、反対意見者への対応の結果、反対意見が取り下げられ修正規格案について書面投票(2次投票)を実施したところ、可決されたが、反対意見付き反対の投票があり、その対応に伴う規格の修正案は編集上の修正を除き、1次投票原案と同様の記載となったためメールによる投票を実施した。その結果、投票成立条件(3分の2以上の投票)及び決議条件(5分の4以上の賛成)を満足したことから、公衆審査へ移行した。

JEAG4623 原子力発電所の安全系電気・計装品の耐環境性能の検証に関する指針

第29回原子力規格委員会(6/24)で審議し、書面投票を実施した結果、可決(保留意見2件あり)され、保留意見の対応を実施後、H20.9.12~H20.11.11(2か月間)の公衆審査実施中。

#### 4) 前回の規格委員会での書面投票実施結果

JEAG4103「原子力発電所の火災防護管理指針」

反対2票により否決(保留2票)され、本日、その対応案について審議予定。

JEAG4224「原子力発電所の設備診断に関する技術指針 - 放射線肉厚診断技術」

反対1票により否決(保留1票)され、現在、構造分科会で対応案検討中。

JEAG4622「原子力発電所中央制御室運転員の事故時被ばくに関する規程」

反対1票により否決(保留2票)され、現在、安全設計分科会で対応案検討中。

JEAG4623「原子力発電所の安全系電気・計装品の耐環境性能の検証に関する指針」

上記3)の通り、可決(保留2票)され、現在、公衆審査実施中。

#### 5)電子メールを利用した決議について

関村委員長より、上記3)に関連して、電子メールを利用した決議について補足説明があった。柴田耐震設計分科会長より、JEAC4601「原子力発電所耐震設計技術規程」の決議に電子メールを使用したことに関して、「しっかりしたルールに則ったものであるかどうか」との問い合わせがあった。事務局より、電子メールを利用した決議の根拠は、委員会規約及び細則にも定めがあり、それに基づいて行っていると回答し、委員会全委員にも"CC"メールでお知らせした。これに対して、再度柴田分科会長より「電子メールによる投票の場合、単純メールによる投票では、改ざんが可能であり投票には適さない。もし実施する場合には、委員から事前了承を取るか、電子メールについては改ざん不可という確実な根拠に基づいて実施されることが必要」との指摘があった。決議については“電子メール、FAX又は郵送による回答”を求めており、このような懸念に配慮して、電子メールだけの回答を求めていないということはルール化しており、問題ないと認識していた。今回、柴田分科会長から、このようなことに関して、学会等で議論があるとの紹介もあったので、もう少し議論を深めることも必要と考えられ、このような周辺状況も踏まえた課題の整理等を、基本方針策定タスクにお願いしたい。

#### (3)原子力規格委員会委員及び分科会委員の承認について

事務局より、資料No.30-2-1に基づき、原子力規格委員会委員の退任の報告があった。また下記新委員推薦があり、挙手により、全員賛成で承認された。

山本哲也(原子力安全・保安院 原子力発電検査課長)

この時点で、規格委員総数32名に対し、出席委員は代理出席を含めて30名となった。

引き続き、事務局より、資料30-2-2に基づき、各分科会より推薦を得た新委員候補の報告があり、挙手による決議の結果、出席者全員の賛成で承認された。

「放射線管理分科会」の構成メンバーとして、電力事業分野の比率が50%となっていることに対して、規約との整合上の確認があったが、原子力規格委員会分科会規約第3条で「分科会委員は…一つの業種に属する委員が過半数を超えない範囲で構成されるものとする。」と規定されており、現状過半数を超えていないので問題なしということでした。

#### (4)書面投票の意見対応案の審議

##### 1) JEAG4103「原子力発電所の火災防護管理指針」制定案

三嶋防火管理検討会委員より、資料No.30-3-1及び30-3-2に基づき、JEAG4103「原子力発電所の火災防護管理指針」制定案について、前回の規格委員会書面投票の結果、反対2票により否決されたため、その対応案についての説明があった。審議の結果、本件を書面投票に付すことについて、挙手による決議を行った結果、全委員の賛成により可決された。今後の進め方については、従来の取扱を踏襲して、下記の通り進めることが了解された。

- ・書面投票(二次投票)期間は、修正箇所限定し、10/1-10/7(1週間)で実施する。
- ・書面投票の結果、可決された場合は公衆審査に移行(2か月間)する。なお、公衆審査開始までの編集上の修正については、委員会3役に判断を一任する。
- ・公衆審査の結果、意見提出が無い場合は成案とし、発刊準備に移行する。
- ・編集上の指摘が意見としてあった場合は、委員会3役の判断による編集上の修正を承認頂き、修正内容について委員に通知し、発刊準備に入る。
- ・但し、意見対応の結果、編集上の修正を除く修正がある場合は別途審議(書面審査又は委員会審議)する。

- ・公衆審査で意見が無く、以降発刊までの編集上の修正については、出版準備（校閲）の範疇として、分科会の責任で修正を行う。

## (5) 質疑応答の報告

### 1) JEAC4207 への質疑応答について

石沢構造分科会幹事より、資料 30-4, 30-4-1 に基づき、9/18 に実施した講習会において配付した事前質問に対する回答及び規格の正誤表について、報告があった。本件については、速やかに原子力規格委員会 HP に掲載することとする。

### 2) JEAC4111, JEAG4121 への質疑応答について

渡邊品質保証分科会幹事より、資料 30-5-1, 30-5-2 に基づき、昨年 11 月に実施した JEAC4111 ワークショップ受講者ならびに事業者からの質問に対する回答について、報告があった。本件については、原子力規格委員会 HP に掲載済み。

## (6) 規格案の審議

### 1) JEAG4625 「原子力発電所火山影響評価技術指針」制定案

伝法谷火山検討会委員より、資料 30-6 に基づき、JEAG4625 「原子力発電所火山影響評価技術指針」制定案について説明があった。本件について、書面投票に移行することについて決議を行った結果、30 名中 28 名の賛成で可決された。今後の進め方については、従来の取扱を踏襲し、下記の通り進めることが了解された。

- ・書面投票期間は、10/1-10/21（3 週間）で実施する。
- ・書面投票の結果、可決された場合は公衆審査に移行（2 か月間）する。なお、公衆審査開始までの編集上の修正については、委員会 3 役に判断を一任する。
- ・公衆審査の結果、意見提出が無い場合は成案とし、発刊準備に移行する。
- ・編集上の指摘が意見としてあった場合は、委員会 3 役の判断による編集上の修正を承認頂き、修正内容について委員に通知し、発刊準備に入る。
- ・但し、意見対応の結果、編集上の修正を除く修正がある場合は別途審議（書面審査又は委員会審議）とする。
- ・公衆審査で意見が無く、以降発刊までの編集上の修正については、出版準備（校閲）の範疇として、分科会の責任で修正を行う。

これに関する意見は以下の通りであった。

- ・審議に先立って、柴田・耐震検討分科会長から補足があつた。本規定は、IAEA が 10 年前に作成したものの正式な基準とはなっていない火山に関する安全指針に関し、最近正式基準化の作業を開始したことに端を発したものであるが、IAEA による指針案そのままの翻訳ではなくて日本の地域性も取り込んだものである。フローチャートに記されている「検討終了」から「詳細設計段階へ」のパスは、本指針で火山による影響を評価した後の詳細設計は別途専門家に委ねるというものである。
- ・11 頁解説 1) 降下火砕物に火山灰が含まれるかどうか明記されていないが、粒度の小さいものを火山灰、大きなものは火山礫と称しており、火山灰は含まれる。
- ・火砕流の被害は大きいと思われるが、既存の設備について影響評価はやっているのか。IAEA で策定作業中の指針案では対象とする火山は、一千万年前以降という案と聞いているが、第四紀以前の火山は対象外とする日本の考え方は国際的に通用するのか。大規模な火砕流に直撃されれば、現実的に耐えられる構造物はないと思われるが、エネルギー規模には大きな開きがあり、例えば小規模な火砕サージのようなものであれば、1991 年の雲仙普賢岳噴火では、火砕サージだけが通ったところに小学校があり、焼かれてはいるものの、窓ガラスは割れなかったという例もある。とは言え、火砕流が到達すると評価された場合には、それによっても耐えるような設計を検討しようとするのは現実的ではないと考えられる。IAEA が策定作業中の指針案は、汎世界的なものであり、文献等の資料が揃っていない所でも、見落としがちな指針を作成することが基本方針と聞いている。よって地域ごとにその特性を反映した指針とすることについては矛盾するものではないという考えである。日本では、一つの火山の寿命は数十万年程度であり、第四紀より古い時代の火山は形跡が残っていないことが多い

という地域特性を反映して、第四紀以降の新しいものを対象とした。以前、文献 5)に関し、海外の研究者と議論したが原子力発電所に特化したものであれば、おかしくはないという意見が多数であった。

- ・既存の発電所でこの様な影響評価はやっているか。  
既設プラントの影響を明確にしたものはないが、火山検討会には電力からも参加しており、本指針が成案となれば評価することになると考えた場合、何らかの形で検討はされているのではないかと思う。
- ・発電所へのリスクはどの程度のもなのか。かなり不確定なものがあるので、学会の方でキチンと議論され、その結果を前提として日本電気協会で規格化するのが良いと思うのだが、この段階で火山影響評価を規格化する目的はなにか。  
これまでの学会では、火山現象とはどのようなものかといった純粋に理学的な研究が主で、比較的最近まで防災という観点からはあまり注目されてこなかった。例えば、ハザードマップもごく最近出てきたもので、あくまで「ハザード」であり、不確定要因があるためリスク評価まで踏み込まれていない。一方、原子力発電所では、安全設計審査指針の中の「自然現象」に当然含まれる火山現象に対し、これまでも検討していることを明確にするという意味もある。IAEA による指針策定の動きも理由の一つである。
- ・調査結果としてこういう火山現象は考慮することが必要で、その影響が及ぶものについては詳細設計で対策が必要だと、かなり決定論的に読めるのだが、リスク評価をした上で対策を考えるといったものはこの中に含まれるのか。  
リスク評価が出来れば良いのだが、現状では火山現象を確率面から評価出来ないので、決定論的な話が中心となっている。リスク評価の考え方をここに入れるのはまだ少し先の話だと思われる。
- ・この指針の検討の進め方として、評価するためのデータ調査を、電気事業者だけでやるのには限界がある。公的機関のデータ利用や結果の評価も学会等を広く活用する必要があると思われる。日本の場合、評価データや文献等は十分にあると言えるのか。  
全てのデータを事業者だけで取得するというのは非現実的で、当然公的機関の文献等は重要であり、それらを大いに活用すべきであると考えている。既に文献 2)3)も利用しているし、これらカタログや HP だけでなく、個々の火山に関する文献やデータも十分活用すべきというのはご指摘の通りである。
- ・前提条件の議論が十分されていない様で、まだ十分踏み込めないように思われる。国内外の動向で規格制定せざるを得なくなったと言う様に思われる。  
IAEA では既に規格化しようとしており、もし制定されれば日本も規制の範囲内になる。規格作成を始めるに当たって、日本独自の状況を踏まえた上で策定すべきという原子力規格委員会の主旨に乗っ取って検討を進めてきたものである。既に原子力安全委員会に対し、本指針の内容説明も行っており、成熟していないというものではない。しかしながら、初めてのものでもあるので、原子力安全委員会、規制当局の審査といった経験を踏まえながら、充実させ合理的な設計基準を作っていくことが必要で、そのための前提条件として、影響評価すべき考え方を纏めることは重要であると考えられるので、現状のまま進めて行きたいと考えている。
- ・審査はまだであるが、近い内に中間貯蔵施設の諮問が来るだろうということで、火山の影響評価についての考え方について、本 JEAG の内容を説明していただいた。また、この中で、「発生する可能性がある火山現象としては、当該火山における既往最大規模の火山現象を考慮することを原則とする。」(P2 下 2 行)という部分については、火山の活動可能性や噴火規模について考える必要があり、ここだけ読むと、誤解を受けてしまうことになるのではないか。(原子力安全委員会事務局)

## (7)基本方針策定タスク案件の報告及び審議

### 1)「委員会規約」、「分科会規約」、「運営規約 細則」の改定(審議)

事務局より、資料No.30-7及び30-7-1に基づき、「委員会規約」、「分科会規約」及び「運営規約 細則」の改定案について説明があり、審議した。その結果、「委員会規約」、「分科会規約」の改定は書面投票に移行すること、また「運営規約 細則」の改定については細部について継続検討することを前提として現状の変更案で、それぞれ全委員の賛成で可決された。今後の進め方については、従来の取扱を踏襲して、下記の通り進めることが了解された。

- ・ 書面投票期間は、10/1-10/7(1週間)で実施する。
- ・ 議案は、反対意見付き反対がなく、賛成票が3分の2以上で可決となる。

これに関する意見は以下の通りであった。

- ・ 運営規約 細則の「11.外部への協力」(2)(a)で「外部からの要請内容を報告する委員会の役員」とはどこかで規定しているのか。委員会三役と同じか。  
運営規約 細則「4.4質疑応答の審議細則」に委員会役員(委員長,副委員長,幹事)と規定されている。  
4.4項は、質疑応答の審議に関する規定であり、「11.外部への協力」についての規定ではないから、どこかでキチンと規定しておいた方が良い。
- ・ 同じく運営規約 細則の「11.外部への協力」(1)(b)項に「質疑応答があった場合は、本細則「4.4 質疑応答の審議細則」に則った対応を行う。」とあるが、質疑応答があった場合、全てやり取りを委員長まで相談して行くことになるのか。もしそうなら、実態的に出来るのか。もう少し分科会なりに権限を下ろしておかないと、現実的でない様な気がする。  
委員長から、実態に即し4.4を含めて再度議論することの提案があり、基本方針策定タスクにて検討することになった。

## 2) 「規格作成手引き」,「活動の基本方針」の改定について(審議)

事務局より、資料No.30-7-2及び30-7-3に基づき、「規格作成手引き」及び「活動の基本方針」の改定案について説明があった。審議の後、挙手による決議を行い、30名中29名の委員の賛成(保留1名)で賛成多数により(出席委員の5分の4以上)、提案通り可決された。

## (8)規格案の策定状況について

### 1) JEAG4204「発電用原子燃料品質管理指針」改定案(中間報告)

田口原子燃料分科会幹事及び武田原子燃料品質管理検討会委員より、資料No.30-8-1及び30-8-2に基づき、JEAG4204「発電用原子燃料品質管理指針」改定案(中間報告)の説明があり、一部分科会で再検討することになった。これに関する意見は次の通りであった。

- ・ 本規格は、電気事業者が調達管理をする時の規格ではなくて、燃料加工事業者を対象にした製造工程の規格だと思うが、参考事項「1.品質管理及び検査方法の用語の説明」でスキップロット検査がISOを引用して説明されているが、スキップロットについて記述したものは何かあるのか。対象が燃料製造業者ということは、「目的」「適用範囲」に入れてある。また、スキップロットはこの定義にしか入れていない。
- ・ スキップロット検査をやっている事業者はあるのか。  
全数検査、抜き取り検査、間接検査(記録確認検査)が殆どなので、無いと思われる。
- ・ 発注者の検査や国の検査の時にやるものなのか。  
今は使っていないが、オプションとしてここに記載した。事業者が調達管理の時に使うものはここには含まれない。
- ・ 「参考事項」とはどういう位置づけか。他のJEAC/JEAGでの事例はあるのか。  
他の規格、記載手引き等を基に、表現について分科会で再検討する。

### 2) JEAC4111「原子力発電所における安全のための品質保証規程」改定案及びJEAG4121「原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111)の適用指針 原子力発電所の運転段階」改定案(中間報告)

渡邊品質保証分科会幹事より、資料No.30-9-1,30-9-2及び30-9-3に基づき、JEAC4111「原子力発電所における安全のための品質保証規程」改定案及びJEAG4121「原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111)の適用指針 原子力発電所の運転段階」改定案について中間報告があった。本件は次回規格委員会に上程される予定。

これに関する意見は次の通りであった。

- ・ 「3.定義」「3.1原子力安全」をIAEAの定義の修正に対応して改定したとあるが、IAEAの定義がどう変わったのか。  
IAEAの「Nuclear Safety」の定義中、「site personnel」が事業者の人間だけでなく広く協力者も含めて「workers」に変更されたことを踏まえて、「発電所員」を「発電所で働く人々」に変更

した。また、「放射線災害」から「放射線による過度の危険」に変更した経緯については、追而確認する。

- ・元々「製品」を「原子力安全」に置き換えて策定されたJEAC4111によるQMSによりやく慣れて、現場の適用が順調に進み始めている時に、ISO9001の改定を反映することで混乱を招く心配はないか。JEAC4111にも説明されているが、「原子力安全」に加えて、「製品」を生み出すプロセス及びその活動の対象となる原子力施設も「製品」を構成するということを理解していれば、今回のISO改定内容の反映の影響はほとんどないと思われる。また、ISO改定内容は、JEAC4111でカスタマイズした姿に修正して取り込んでおり、混乱を招くような心配はないものと考えている。
- ・JEAG4121の適用範囲は運転段階と明記されているが、JEAC4111の適用範囲は製品の設計・建設段階まで含むのか。

「2.適用範囲」にもある様に、第一義的には燃料装荷後、試運転/運転段階に適用され、立地調査段階、建設段階、廃止措置段階にも準用出来る。なお、対象としては(2)で原子力発電所以外の施設等にも適用されることを明記している。

- ・ISO, IAEA, JISのどれが変わってもJEACに影響があり、見直すとなれば頻繁に改定が求められることになり、また整合性を取ることが難しいのではないか。

ISOは5, 6年で改定、IAEAの規程GS-R-3は96年版からの改定で、今回ISOを大幅に取り込みマネジメントシステムとして改定され、ISOの構成に類似している。GS-G-3.5が原子力施設に関する適用指針であるが、96年版からの大幅な改定はなされていない。従来IAEAからは、グレード分け、設計検証の独立性、検査員の独立の程度を定めるという3つの要求事項を取り込んでいるが、今回の改定でその個所は変わっていない。今回IAEA改定内容の反映によって変わっているのは、「安全文化を基礎として」の一文だけである。

- ・このJEAC4111が改定されると現場の方ではどのように反映するのか。  
保安規定の品質保証計画の所に関係しているが、法改正に伴う要求事項の変更以外には、今回のJEAC4111改定内容に伴う変更はない。また、現状の取り組み内容を分かり易く書き直したことが、JEAG4121の主な改定内容であり、現場における運用面でも大きな影響はないものと考えている。
- ・保安規定にこういう規格が引用されている場合、何をもちて保安規定違反と追及される可能性があるのか。

JEAC4111の内容をベースに保安規定の中の原子力安全の品質保証の条項が整備されていて、保安検査では、その遵守状況を見ている。

この保安検査における品質保証の検査が、ややJEAC4111逐条の遵守状況の確認になりがちで、「木を見て森を見ず」のようなどころもあったが、本来はJEAC4111に基づくQMSの管理体制が出来ていて、PDCAが回っているかが見るべき重要なところである。そのため、現在、国側の審査ガイドを作り直している所であり、細かい所より、本質を見る様な検査に改めて行きたいと考えている。(山本委員)

- ・書き方として、shallをJISに合わせて「ねばならない」と訳したということだが、他のJEAC, JEAG類ではその様に訳していないものもあり、不統一では混乱するので横並びが必要と思われる。必ずしもJISに則って変更する必要はないと思われるが、規格委員会としての見解を出すべきではないか。

JEAC4111は、ISO9001をベースにすることを原則としており、その翻訳版のJISに合わせてshallを「ねばならない」と訳したが、必ずしもそれに拘るものではない。

単なる手引きだけの問題ではなく、個々の分科会がどの様な考えで進めてきたかと合わせて、少し中期的な課題として基本方針策定タスクでも議論を深めたいと思う。

現状の改定は、このままの記載で進めても良いか。

基本方針策定タスクでの議論にもよるが、当面は各分科会で検討している内容で進めることが適切であると考え。

## (9) その他

### 1) 品質保証規定講習会

事務局より、参考資料-1,2に基づき、平成20年度JEAC4111コース 講習会開催、ワークショップ(平成20年度コース 講習会)開催についての報告があった。

2)次回の原子力規格委員会は，平成20年12月19日（金）13:30から開催するとした。  
また，次々回の開催を，平成21年3月10日(火) 13:30からに設定した。

以 上